

島根 更生 保護

NO.189

(平成28年 4月 1日発行)
島根県保護司会連合会

(島根更生保護データ)

保護司総数 492人

保護観察事件 152件

生活環境の調整事件 211件

(28.3.1現在)



「ツリーハウスに遠足！」(邑智郡美郷町比之宮集落)
(邑智地区 西嶋二郎保護司 提供)



ご挨拶

松江地方検察庁

検事正 田中 素子

私は昨年7月に着任しました。情緒ある美しい松江の町で、優しく親切な人々と接し、島根県が日本一治安の良い県であるのは、その土地柄と県民性によるところも大きいと思っています。それとともに、皆様の日頃の献身的なご尽力の賜であると深く敬意を表します。

さて、司法制度の中核をなす裁判員制度も、間もなく施行後8年目を迎えます。この制度の意義は、国民の感覚が裁判内容に反映されることで、司法に対する国民の理解や支持が深まるとともに、国民にとって犯罪が身近になることで、犯罪のない社会の必要性をより強く感じ、将来の犯罪の抑止に繋がることにもあります。裁判員裁判では、その施行前の裁判と比較し、執行猶予に保護観察が付される割合が増加して

いる傾向があると言われていたますが、これは、国民が、再犯防止と更生保護に高い関心と期待を有していることの表れだと思います。

今年、刑の一部執行猶予制度が開始されます。これは、国の重要な課題である再犯防止施策の一つであり、罪を犯した者の社会復帰のためには、これまでの仮釈放制度だけでは社会内処遇の期間として不十分であり、刑のうち一定期間を執行して刑事施設内処遇を行った後、残りの期間については執行を猶予し、社会内で更生を促す社会内処遇を実施するというものです。また、同時に、更生保護法が改正され、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことが加えられます。

このように、保護観察制度は一層充実強化され、ますます更生保護に対する期待が高まっていくものと思われます。皆様方にはこれまでも増して大変なご苦勞をおかけしますが、一層のご尽力賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

着任のごあいさつ



統括保護観察官 安藤 太

このたび、四国地方更生保護委員会から転任して参りました。

島根県は、私の尊敬する方々の出身地であったり、かつて勤務された地であったりしますので、以前から憧れのような気持ちを抱えておりました。

御縁あって、みなさまのお仲間に加えていただいたことを光榮に思っております。

どうぞよろしく願いいたします。



保護観察官 岡 健太郎

この度の人事異動により広島保護観察所から転任してまいりました。松江保護観察所での勤務は初めてですが、出身地である島根県の更生保護の仲間入りができ、うれしく思っております。微力では

ありますが、故郷島根の更生保護のために頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。



保護観察官 田口 知芳

この度の人事異動で中国地方更生保護委員会から転入してまいりました。出身は兵庫県の北部で、気候をはじめ島根県と共通点の多い地域のため、久々に故郷に戻ってきたような懐かしさを感じています。

保護観察官としての業務は初めてであり、不安もありますが、全力で業務に取り組んでまいりますので、どうぞ御指導御鞭撻の程、よろしく願いいたします。

更生ペンギン
ホゴちゃん



更生ペンギン
更(サラ)ちゃん

転任のごあいさつ



企画調整課長 西江 尚人

山陰での初めての生活、あつという間の2年間でした。この間、保護司をはじめ、更生保護女性会・BBS・協力雇用主・地方公共団体等関係機関団体の皆様方とご一緒させていただく数多くの機会

に恵まれ、かけがえのない財産となったことを確信しております。また、皆様方といつかどこかでご一緒できるのを心より楽しみにしております。本当にありがとうございました。



保護観察官 延廣 隆範

この度の人事異動により、保護観察官として広島保護観察所に転任することになりました。

平成25年4月に松江保護観察所に着任となり、計4地区の主任官を担当させていただきましたが、皆様の御指導、御協力のおかげをもちまして、何とか3年間過ごすことができました。

私は社会貢献活動や就労支援にも携っており、更生保護に関わる多くの方々の温かい心に支えられていることを強く実感しました。

本紙をお借りして心より感謝申し上げます。

島根県での経験を活かし、新天地におきましても一生懸命頑張りたいと思います。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げ、お別れの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



会計係長・保護観察官 井田 高志

平成25年度に再度の松江勤務となり、併せて会計係長と保護観察官の兼任という重責を担いましたが、島根県の皆様方の御厚情により、3年間に無事に務めることができました。新任地は米子市であ

り、松江市との距離はあまりなく、またお会いすることもあるでしょう。その際はお声をかけてください。ありがとうございました。

平成28年度春の人事異動について

【転出者】(平成28年4月1日付)

- 企画調整課長 西江 尚人
(中国地方更生保護委員会更生保護管理官へ)
- 保護観察官 延廣 隆範
(広島保護観察所処遇部門保護観察官へ)
- 会計係長・保護観察官 井田 高志
(鳥取保護観察所米子駐在官事務所保護観察官へ)

【転入者】(平成28年4月1日付)

- 統括保護観察官 安藤 太
(四国更生保護委員会総務課長補佐から)
- 保護観察官 岡 健太郎
(広島保護観察所保護観察官から)
- 保護観察官 田口 知芳
(中国地方更生保護委員会総務課から)

平成28年度松江保護観察所職員一覧表

(平成28年4月1日付)

所長	國府実	保護観察官	徳光伸之
【企画調整課】		〃	岡健太郎
課長	細木直久	〃	田口隆芳
主任保護観察官	須山好誓	〃	田西弓枝
会計係長	中村友香	事務補佐員	浅尾英理
法務事務官	門脇由香	生活環境調整補助員	
事務補佐員	仲田彰仁	【社会復帰調整官室】	
被害者担当保護司	別所みさ子	室長	安藤太
〃		社会復帰調整官	原内陽
【処遇部門】		〃	飛田由美
統括保護観察官	安藤太	社会復帰調整員	

〈平成28年度業務重点事項〉

松江保護観察所

1 再犯防止に向けた取組の充実強化

(1) 再犯防止に関する政府目標の達成に向けた関連施策の充実強化

【具体的取組】

ア 協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金制度や就労支援メニューを積極的に活用し、実際に雇用につながるよう支援を行う。

イ 新規の協力雇用主開拓に努める。

ウ 公共工事等の競争入札において協力雇用主を優遇する制度の導入並びに保護観察対象者等を雇用する制度の導入に向け、地方公共団体に働きかける。

エ 公共職業安定所との連携を一層強化し、対象者の就職支援に努める。

(2) より効果的な保護観察処遇等の実施

【具体的取組】

ア 的確な良好措置及び不良措置を念頭に置きつつ、寛厳よろしきを得た処遇を行う。

イ 検察庁と連携し、積極的に更生緊急保護の重点実施に取り組む。

ウ 効果的な社会貢献活動を実施するため、社会貢献活動担当保護司を中心に、研修を行い、活動への習熟を図る。

(3) 薬物事犯者に対する社会内処遇の充実強化

【具体的取組】

ア 薬物事犯者に対する社会内処遇を充実強化するために、地域連携連絡会議を実施し、医療及び福祉機関等の連携可能な多様な関係機関を確保する。

イ 薬物事犯者の家族等を支援するため引受人・家族会を本庁のみならず、必要に応じて、関係機関と連携して新たに県中西部でも開催する。

ウ 地域における薬物事犯者に対する相談、支援体制の構築にあたり、保健所等地域の関係機関との連携を密にして、ケア会議を開催するとともに、実際に連携に至った事例を蓄積する。

(4) 刑務所出所者等の生活環境の調整等の充実強化

【具体的取組】

ア 仮釈放後の生活環境がより改善更生に資するものとなるよう、具体的な調整方針とスケジュールを定めて問題解決に積極的に取り組む。

イ 調整困難なケース、短期刑受刑者及び少年院在院者については、保護観察官の積極的関与や関係機関等との緊密な連携を図り迅速な調整に努める。

ウ 更生保護施設らふじの収容率を増加させるため、高齢・障害を有する者をはじめ、自立困難者を含め積極的な受入れに努める。

エ 関係機関・団体等から積極的に情報を収集し、多様な受託事業者の開拓及び登録を推進する。また、現在、登録済みの自立準備ホームについては、積極的委託を行う。

オ 地域生活定着支援センターを始め、関係機関及び福祉施設等と緊密な連携を図り、高齢又は障がい等を有する者が適切な支援を受けられるよう努める。

カ 関係機関・団体との連絡協議会や地域生活定着支援センターが行う運営委員会、セミナー等への参加

を通じて、特別調整の周知と施策の一層の推進に努める。

(5) 更生保護による地域社会への働き掛けと情報発信の強化

【具体的取組】

ア 「社会を明るくする運動」など更生保護関係者や団体等が行う事業や行事の情報を確実にマスコミに提供するなどして、地域住民の更生保護に対する理解と協力を得る。

イ 関係機関・団体が主催する講演会、法教育、機関紙の発行などに積極的に参画し、再犯防止に向けた取組を推進する。

2 保護司の安定的確保及び保護司活動の充実

【具体的取組】

ア 保護司候補者検討協議会の計画的かつ柔軟な実施が維持できるよう、保護司補充の必要ある地域を的確に把握するとともに、各保護司会と情報交換し、保護司充足率が高水準で推移するよう努める。

イ 県下全地区に更生保護サポートセンターが設置されることに鑑み、より効果的な機能を発揮できるよう情報交換すべく、企画調整保護司を対象とした協議会を実施するなど、更なる充実強化を図る。

ウ 経過年数の少ない保護司に対し、やりがいと意欲を持って活動してもらうため、早期に事件担当の経験を積んでもらえるよう配慮するとともに、複数担当制の積極的な活用、処遇協議の随時実施を行い、その育成に努める。

エ 保護司活動の効果的な展開を図るため、地方公共団体等への協力依頼を積極的に行い、連携強化を支援する。

3 更生保護における被害者等施策の適切な実施

【具体的取組】

ア 関係機関・団体が開催する会議等に積極的に参加することで、更生保護における被害者等施策を広報する。ひいては、それを必要とする被害者等に対して遺漏なく利用機会を提供する。

イ 被害者担当官と処遇部門との相互連携を強化するとともに、被害者担当官及び被害者担当保護司のみならず、すべての職員が施策への理解と関心を深めるため、関係機関・団体等が行う研修会等への積極的な参加を促す。

4 医療観察制度の適切な運用

【具体的取組】

ア 長期入院事例について、積極的に関係機関へ働きかけ早期に社会内への移行を目指す。

イ 複雑困難な問題を有する事例及び病状悪化等により迅速な対応を要する事例について、その特性や状態に応じた処遇を実施する。

ウ 関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、地域処遇に新たな障がい福祉サービス事業者等の参画を得るなど、地域における支援態勢を強化する。

エ 医療観察事件の増加を踏まえ、指定入院医療機関の新設及び指定通院医療機関の増設に向けて関係機関等に働きかける。

平成28年度保護司研修計画

松江保護観察所

保護司の研修については、『保護司研修要綱』に種類が定められていますが、松江保護観察所としては27年度に引き続き、講義のほか、参加型の研修を行います。

- (1) 新任保護司研修(前期・後期)
 - 前期においては、保護司の使命、役割、身分その他保護司として必要な基礎的知識及び心構えの習得を図る。
 - 後期では、先輩保護司との座談会とコミュニケーション・面接技法について体験してもらう。
- (2) 処遇基礎力強化研修
 - 保護司の職務遂行に必要な事務手続き及び処遇の実務の具体的履修、保護司会活動についての理解促進を図る。そのため、サポートセンターの活動報告や更生保護施設職員による講義も取り入れる。
- (3) 指導力強化研修
 - 保護観察等の処遇を行う上で必要な知識及び技術の伸長並びに保護司会活動を行う上で必要な知識及び技術の習得を図り、処遇や保護司会活動等において、中核的な役割を担うための指導力を身につける。
 - インシデントプロセス法による事例検討を行う。
- (4) 地域別定例研修
 - 実務上必要な知識及び技術の全般的な水準向上を図り、又は各地域において当面する問題の解決に資する。
- (5) 特別研修
 - 処遇上特別な配慮を必要とする者の扱い等に関する専門的知識及び技術の習得を図り、又は上記研修の効果を補強する。

平成28年度に保護観察所で開催される保護司研修の日程(予定)は次のとおりです。

- (1) 新任保護司研修(前期) 平成28年6月1日(水)
- 〃 平成28年12月1日(木)
- (2) 新任保護司研修(後期) 平成28年11月8日(火)
- (3) 処遇基礎力強化研修(第1次研修) 平成28年9月2日(金)
- (4) 指導力強化研修(第2次研修) 平成28年10月5日(水)
- (5) 特別研修(事務・サポセン担当者) 平成28年12月9日(金)
- (6) 特別研修(指定交通) 平成28年11月ころ
- (7) 社会貢献活動担当保護司研修 平成28年6月ころ

平成28年度地域別定例研修テーマは次のとおりです。

- 第1期 対象者の移動について
～所在不明にさせないために～
- 第2期 面接の進め方
(刑の一部執行猶予制度の説明を含む)
- 第3期 報告書の書き方
- 第4期 社会資源の活用について
～相談援助機関の活用など～

平成28年度地区担当官及び定期駐在実施計画表

松江保護観察所

地区	保護観察官	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	駐在場所
松江(橋北)	田口 知芳	保護観察所において実施												松江保護観察所
松江(橋南)	徳光 伸之	保護観察所において実施												松江保護観察所
安来	糸田 隆	個別に対応する												
雲南	三好 誓	個別に対応する												雲南サポートセンター
出雲	岡 健太郎	個別に対応する												出雲サポートセンター
大田	田口 知芳	個別に対応する												
邑智	岡 健太郎	個別に対応する												邑智地区サポートセンター
浜田	徳光 伸之	調整中												
益田	岡 健太郎	地域別定例研修日の翌日に実施												益田サポートセンター
隠岐	徳光 伸之	地域別定例研修日の前日又は翌日に実施												隠岐更生保護サポートセンター
しらふじ	糸田 隆	毎月1回実施												しらふじ

(注) 1 実施日及び駐在場所は、都合により変更する場合があります。
 2 浜田地区及び益田地区については、計画以外にも臨時に実施する場合があります。
 3 松江(橋北)：1, 2, 3, 8, 9班・松江(橋南)：4, 5, 6, 7, 10, 11班

平成28年度事業計画

島根県保護司会連合会

基本方針

本連合会の事業目的達成のため、松江保護観察所をはじめ関係機関・団体との緊密な連携のもとに、以下の事業を積極的に推進し、保護司活動の充実・強化を目指すことにより、更生保護事業の伸展に寄与する。

1 保護司研修等の実施

- (1) 保護司としての使命と職務遂行に必要な資質の向上を期するため、保護観察所と共催して各種研修会、連絡協議会を開催する。
- (2) 保護観察所の行う各種研修会、連絡協議会等の資料作成を支援・援助する。

2 犯罪予防活動の推進及び更生保護思想の普及

- (1) 地方公共団体の行政に積極的に働きかけることにより、犯罪予防活動の推進・更生保護思想の普及に努める。
- (2) 学校等教育機関との連携を密にすることにより、非行・犯罪予防活動を積極的に推進し地域社会の浄化に努める。
- (3) 第66回“社会を明るくする運動”島根県推進委員会の中核として、効果的な運動を行う。
- (4) 機関紙「島根更生保護」を年4回発刊し、保護司及び関係機関・団体等に配布することにより、更生保護思想の一層の浸透を期する。

3 関係機関・団体等との連携強化

- (1) 更生保護法人島根保護観察協会と相互に連携し、更生保護事業の伸展を図る。

- (2) 更生保護法人しらふじと相互に連携し、必要な支援に努める。
- (3) 島根県更生保護女性連盟と相互に連携し、犯罪予防活動の普及を一層推進する。
- (4) 島根県BBS連盟と相互に連携し、組織の拡大に努めると共に、その活性化を支援する。
- (5) NPO法人島根県就労支援事業者機構と相互に連携し、保護観察対象者の就労支援に寄与する。
- (6) 更生保護関係団体との有機的な連携を図るため、積極的に県下の関係機関・団体との連携調整を図る。

4 顕彰式典の開催

- (1) 関係機関・団体と共催して「平成28年度島根県更生保護事業関係者顕彰式典」を開催し、功労者の顕彰を行うことにより、更生保護事業の一層の充実・発展を期する。

5 慶弔の実施

- (1) 島根県保護司会連合会慶弔規定に基づき、保護司等の慶弔を行う。

6 退任功労保護司の待遇

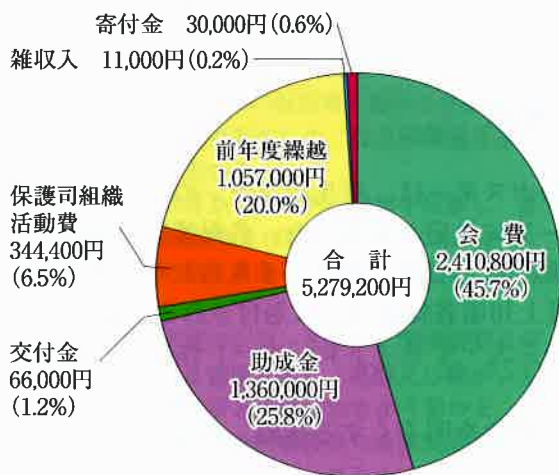
- (1) 島根県功労保護司優遇規定に基づき、退任された功労保護司に対して必要な待遇を行う。

7 その他

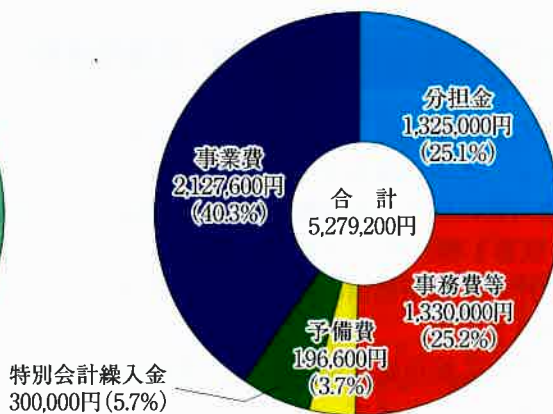
- (1) 本連合会の目的達成のため、必要に応じて、その他の事業を実施する。
- (2) 全国保護司連盟の福利厚生事業に協力する。

平成28年度収支予算

収入



支出



立ち直りを助ける社会のチカラ シリーズ 社会貢献活動 ～社会貢献活動実施報告～

平成27年度は、社会貢献活動を12回活動を実施することができ、保護観察対象者は延べ18名にも登りました。この活動により、多くの対象者が自己有用が高められ、今後の険しい更生への道を歩みだしています。

これも皆様方の御援助と御協力のおかげであり、感謝申し上げます。

平成28年度も社会貢献活動を実施することにより、一人でも多く再犯・再非行の防止に繋げ、明るい社会を作っていきたいと思えます。より一層の皆様方の御協力をお願いいたします。



平成27年度松江保護観察所管内の社会貢献活動実施状況

実施月	地区	会場	対象者	保護司	更女	BBS	実施月	地区	会場	対象者	保護司	更女	BBS
H27.5	松江	公民館	4	2	0	0	H27.10	大田	障がい者施設	1	1	0	0
H27.6	松江	運動公園	4	4	3	3	H27.11	大田	高齢者施設	1	1	0	0
H27.7	大田	障がい者施設	1	1	0	0	H27.11	松江	公民館	1	1	3	0
H27.8	大田	障がい者施設	2	1	0	0	H27.12	浜田	高齢者施設	1	3	3	0
H27.9	大田	高齢者施設	1	1	0	1	H27.12	松江	公民館	0	2	2	0
H27.9	松江	運動公園	1	1	3	3	H28.1	浜田	高齢者施設	1	3	4	0
									延べ人数	18	21	18	7

保護観察等の対象者に係るマイナンバー制度への当面の対応について(ご依頼)

標題については、第4期の各地区保護司定例研修において、主任官から連絡させていただいているところですが、改めてその取り扱いについて、当面の対応（原則取り扱わない）をお示ししますので、ご配慮願います。

記

特段の必要性が認められる場合を除き、矯正施設収容者、保護観察対象者、引受人等その他の関係人に対して、マイナンバーの求め等をしないこと。

例えば、面接中に呈示された資料からマイナンバー等の転記等を行わないこと。

【補足】

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律においては、保護観察事件等の事務処理に関して、マイナンバーの求め等が認められているものの、必要な限度に限られていることに鑑み、その取り扱いについて当面の対応を定めたもの。

第66回 “社会を明るくする運動” 広報用資材について

平成28年度の第66回 “社会を明るくする運動” 広報ポスターは、更生ペンギンのホゴちゃんをシンプルかつインパクトのあるデザインで表現したポスター案に決定されました。各保護区の本年4月1日現在の保護司数に応じ、第66回 “社会を明るくする運動” 広報資材（保護司1人当たり、ポスターA3版及びB3版各1枚、リーフレット5部）として、5月上旬頃各保護司会に送付される予定です。

また、社明広報用動画CMとして、「鉄拳」（お笑い芸人・イラストレーター）作成のパラパラマンガが作成されました。

本年もこの広報用資材を効果的に活用し、各地で “社会を明るくする運動” を盛り上げていただきますようお願いいたします。

子ども達に更生の心を届けよう

出雲地区保護司会

保護司 榎野博巳

教職を退職した機会に、何かお役に立てたらと思い、保護司を引き受けました。現職時代は、犯罪や更生保護について余り考えていませんでしたが、最近の新聞記事を見ると、子ども達の問題が頻繁に起こっています。

保護司である私達が、今の子ども達に伝える事はないかと考え、以前勤めていた小学校を訪ね、卒業を前にした6年生を対象に「犯罪のない明るい社会にするために……」と題した授業をさせてもらうことにしました。

講師は松江保護観察所企画調整課長の西江尚人先生にお願いしました。授業ではパワーポイントを使って、更生ペンギンの4コマ漫画を取り入れ、子ども達にも分かり易く話していただき、途中では、私達保護司も作文コンテスト優秀作品2編を朗読したりして、出番も設けていただきました。

視点

焦点

45分の授業はあっという間に過ぎましたが、罪を犯した人が、反省と償いをした後、社会に戻り、正しく更生していくことの大切さが、子ども達の授業後の感想文

から感じられ、授業のねらいが達成できた喜びを味わうことができました。

これからも、保護観察所を通じ、小・中学生を対象にした「社会を明るくする運動」が各地域で行われることを願っています。



地区だより

月見茶会に参加して

益田地区保護司会

保護司 大羽 ミヤ子

恒例の益田地区保護司会主催の月見茶会が10月28日の満月の夜、萬福寺境内で75名参加のもと賑やかに開催されました。

私は今までこのような情緒溢れる催しに参加する機会がなかったのでとても楽しみにしておりました。何より素晴らしいのはすべてが「手作りの会」だということです。役員全員がそれぞれの役割の担い手になり、会場、テントの設営、調理材料の調達、調理準備をする女性メンバーの方々（私は友人と連れだって参加するのを理由に、いつもお客様のように……恐縮しております。）準備万端の当日は勿論のこと、その日を迎えるまでのご苦労、ご心配が目に見えてくるようです。いよいよ当日、萬福寺境内も夜のとばりに包まれる頃、幻想的な雰囲気に変じます。竹の中でかすかに揺れるローソクの灯り、季節感たっぷりのススキや愛らしい花々、そしてかがり火～最高のシチュエーションです。更に宮川、石田両保護司と友人による琴と尺八の演奏の中、身も心も暖まる「猪汁」と「銀杏おむすび」を頂きながらの観月会。この会でな

ければ味わうことの出来ない至福の時を過ごさせて頂きました。津和野の3人の友人も大感激し、又参加したいと話しておりました。そして、この会を有意義な催しにしようと、運営役員の皆様とそれに協力して下さる会員家族の皆様、ご友人方、更生保護女性会の皆様、近隣の皆様方のお力が一つになった月見茶会だったと心から感動致しました。

これからも益々、地域に根ざした保護司会活動の一端として続けて頂けることを念願しております。

重ねて本当にありがとうございました。



平成27年度「更生保護」誌モニター会議開催

保護司の方には毎月、日本更生保護協会から機関誌「更生保護」誌が送付されています。平成28年3月14日更生保護会館において、モニター会議が開催されいろいろ意見交換なされましたのでその一部を報告します。

- ・年間を通して「中心テーマ」を設けて編集されているが、9月号の“更生保護サポートセンター”と2月号の“保護司研修”の特集は特に関心が高く回答もたくさんあり好評だった。
- ・A5判からB5判にできないか。
- ・概して読みづらい。理解しやすいものにして欲しい。
- ・保護司だけでなく、一般の人にも読んでもらいたい。
- ・その他

※感想、意見その他はぜひ巻末の「愛読者カード」をご利用ください。

県保連だより

平成28年3月18日(金)松江エクセルホテル東急において第3回地区保護司代表者協議会に併せて平成27年度第2回島根県保護司会連合会理事会を開催し、平成27年度予算の執行状況、平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)等について審議し、承認されました。



●平成28年度主要行事予定

- 5月20日(金) 第1回地区保護司代表者協議会/県保連理事会/協会役員会
- 6月1日(木) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
- 7月1日(金) 社会を明るくする運動
- 9月2日(金) 保護司処遇基礎力強化研修(一次研修)
- 9月14日(木) 第2回地区保護司代表者協議会
- 10月5日(木) 保護司指導力強化研修(二次研修)
- 11月16日(木) 島根県更生保護関係者顕彰式典
- 12月1日(木) 新任保護司委嘱状伝達・研修会
- 3月17日(金) 協会役員会/第3回地区保護司代表者協議会/県保連理事会

協会の動き

平成27年度第2回島根保護観察協会役員会(理事会・評議員会)が平成28年3月18日(金)松江エクセルホテル東急において開催され、次の議題が審議され、承認されました。

- 平成27年度予算執行状況について
- 平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 理事の選任について(評議員会)
 - (退任者) 宇津 徹男、小笠原研心(死亡)
 - (新任者) 尾木 安夫、高橋日出男
 - (任期:平成28年5月25日まで)
- 評議員の選任について(理事会)
 - (退任者) 建田 浩一、卯木 晃哲
 - (新任者) 前島 泰、青木 薫代
 - (任期:平成28年5月25日まで)

ご支援ありがとうございました

(島根保護観察協会)

敬称略

谷本 敏
舟越 憲雄

敬 弔

下記の方がご逝去されました。ご功績を偲び謹んで哀悼の意を表します。

- 元保護司 中尾 清治(安来)(平成28年1月11日死亡)
- 元保護司 静間 英明(邑智)(平成28年1月18日死亡)
- 元保護司 埜 康朗(邑智)(平成28年2月14日死亡)

(表紙写真説明)

比敷ツリーハウス

地域おこし協力隊の声かけで、平成26年の夏に地元住民が立ち上がり完成させた。地域の小学生の生徒さんをはじめとして、町内外から聞きつけた人達が大勢来られています。地域内にはワラ屋根の堅穴住居もあるところから、グリーンツーリズムで来られた都市部の皆さんには大人気です。ぜひ一度お越し下さい。(県道55号線から200メートル:比敷集落の中心地)



夜間、休日における緊急連絡先についてお知らせ
松江保護観察所携帯電話
080-1946-8702